二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社海渡	東京都豊島区長崎六丁目十番八号	非加熱性水産加工食品製造

三　対象となる者　平成二十二年二月一日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者
四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第五十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　魚友株式会社　愛知県知多郡南知多町大字内海字口揚四番地六

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
魚友株式会社	愛知県知多郡南知多町大字内海字口揚四番地六	ホテル研修

三　対象となる者　平成二十二年二月一日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者
四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第五十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社石鏡第一ホテル　三重県鳥羽市石鏡町三百三十八番地五

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社石鏡第一ホテル	三重県鳥羽市石鏡町三百三十八番地五	ホテル研修

三　対象となる者　平成二十二年二月一日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者
四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第五十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社吉花亭　佐賀県佐賀市富士町大字古湯五百五十六番地

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社吉花亭	佐賀県佐賀市富士町大字古湯五百五十六番地	ホテル研修

三　対象となる者　平成二十二年二月一日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者
四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第五十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年七月六日法務省告示第二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表に次のように加える。

有限会社太洋金属工業	岐阜県大垣市外花三丁目四十八番地	溶接

○法務省告示第五十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年十一月十一日法務省告示第五百四十四号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表に次のように加える。

奥田ゴールドファーム株式会社	三重県伊賀市比土三谷四千四百六十九番地二十二	畜産農業
スズキ中国販売株式会社	広島県尾道市高須町八百三十八番地の一	溶接、塗装

○法務省告示第五十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年九月二十六日法務省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表に次のように加える。

ユニオン機工株式会社	岐阜県恵那市三郷町野井二千百四十七番地四	ダイカスト、機械加工

○法務省告示第六十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年八月二日法務省告示第三百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表小松工業株式会社の項中「静岡県磐田郡竜洋町豊岡六千百十五番地の五」を「静岡県磐田市豊岡六千百十五番地の五」に、「機械加工」を「機械加工、金属プレス加工」に改め、同表に次のように加える。

共立工業株式会社	大阪府大阪市淀川区三国本町二丁目二番十六―三百二号	機械加工